

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止(復旧1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、派遣班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、県災対本部の設置を継続する。
- 県災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県災対本部、地方部の継続	総括部隊(総括班、派遣班) 地方部(総括班)	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)
災害対策職員の健康管理	総括部隊(総務班)	【災対本部を長期間設置するとき】 災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
県災対本部、地方部の廃止	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部の継続

(1) 県災対本部の継続の判断(総括部隊<総括班>)

異常な気象事象が収まり、県災対本部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、県内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、県災対本部を継続する。

(2) 各部班への増員(総括部隊<派遣班>)

災害応急対策を継続するにあたり、部班内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊は総括部隊(派遣班)に対し増員派遣要請を行い、総括部隊(派遣班)は各部隊間での派遣職員を調

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

整して、人員を派遣する。

(3) 県災対本部と地方部間での職員の動員（総括部隊＜総務班＞）

災害応急対策を継続するにあたり県災対本部又は地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊又は地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

2 地方部の継続

(1) 地方部の継続の判断（地方部＜総括班＞）

異常な気象事象が収まり、地方部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、管内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、地方部を継続する。

(2) 地方統括部各班及び各事務所への増員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり地方統括部各班又は各事務所内職員で人員の不足等が生じる場合、地方統括部各班又は各事務所内職員は地方部（総括班）に対し増員派遣要請を行い、地方部（総括班）は地方部内での派遣職員を調整して、人員を派遣する。

(3) 県災対本部からの職員の動員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり、地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交代で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

4 県災対本部、地方部の廃止

(1) 県災対本部の廃止の判断（総括部隊＜総括班＞）

県災対本部は、県の地域内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。

(2) 地方部の廃止の判断（地方部＜総括班＞）

県災対本部に準ずる。

■市町が実施する対策

1 市町災対本部の継続・廃止

(1) 市町災対本部の継続

「(2) 市町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市町災対本部の廃止

市町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完

了したときに廃止する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

第2節 災害救助法の適用(復旧2)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(気象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報
災害救助法の運用	総括部隊 (総括班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>)

(1) 適用可能性についての迅速な判断

災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

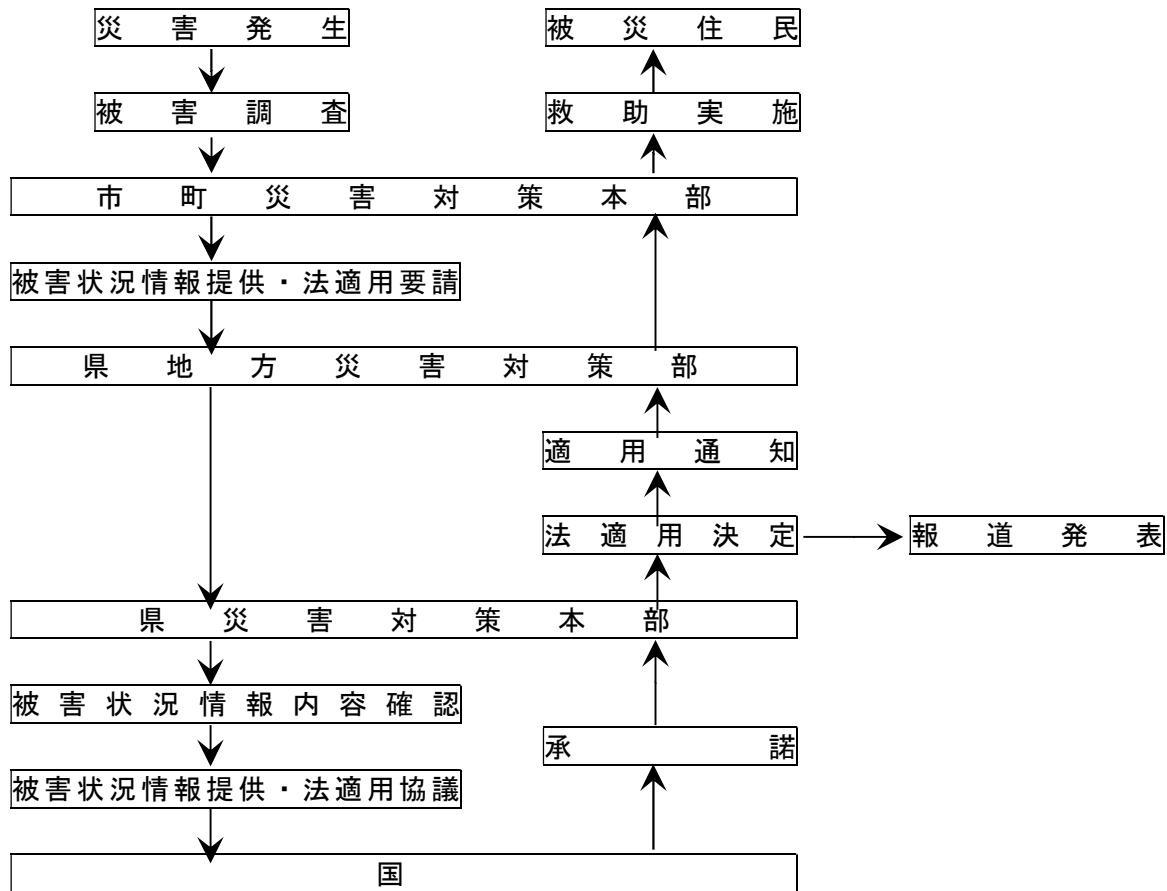
なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。

そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

(2) 適用の決定

知事は、市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考 市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

(3) 適用の手続き（フロー図）



(4) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

ア 適用の要件

- ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。
- ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。
- ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。

(5) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 災害救助法の運用（総括部隊＜総括班＞）

(1) 救助法による救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ (1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。

なお迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に事務委任する。

また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。

(3) 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割

合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

- ③ 市町負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

■市町が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

市町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁 : 救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担 : ①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 市町負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害救助法の手続き
- (2) 救助の実施内容
- (3) その他必要な事項

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営 (復旧3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報(市町)
隣接市町への避難所の設置	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県内市町への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県外市町村への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
再避難の実施支援	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
避難所運営の支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
要配慮者への対応	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町が、避難者の長期滞在看通するため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整できるよう情報提供等必要な支援を実施する。

2 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

3 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)

地方部を通じて市町から県内市町への避難者の受入要請を受けた場合、他市町への受入を要請する。

また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。

4 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。

5 再避難の実施支援(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町が設置する避難所が万一危険になった場合等における再避難について、適切な措置を講ずることができるよう情報提供等必要な支援を実施する。

6 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

7 要配慮者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ① 市町からの要請に基づく要配慮者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

■市町が実施する対策

1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在看通するため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所の運営

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑥ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑦ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑧ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

5 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力

も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整
- (2) 隣接市町への避難受入要請
- (3) 再避難の実施
- (4) 避難所の運営
- (5) 要配慮者への対応
- (6) その他必要な事項

第2節 緊急輸送手段の確保(復旧4)

【担当部隊】：総括部隊(総括班、総務班)
社会基盤対策部隊(公共土木対策班)

第1項 活動方針

○ 大規模災害が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)
輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保	総括部隊(総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県有車両の確保(総括部隊<総務班>)

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎管理車両班(管財課)に県有集中管理車両の確保を要請する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<総括班>)

県は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保(総括部隊<総括班>)

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を

行う。

① 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法第86条の18に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会

② 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会

③ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

④ 自衛隊への要請

上記①から③による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

① 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学

② 国への要請

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請

する。

③ 自衛隊、海上保安庁への要請

上記①及び②による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3) 航空輸送手段の協力要請

「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

■市町が実施する対策

1 市町が所有する車両の確保

「<県が実施する対策> 1 県有車両の確保」に準ずる。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

「<県が実施する対策> 2 輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

3 輸送手段の確保

「<県が実施する対策> 3 輸送手段の確保」に準ずる。

4 応援の要請等

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送手段の確保
- (2) 緊急輸送の要請
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 各協定に基づく輸送手段の確保

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給 (復旧5)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）

第1項 活動方針

- 県民の非常用備蓄等ではまかないきれず、災害発生後の食料及び生活必需品等(以下「物資等」という。)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う(プル型支援)。
- 孤立状態にある被災者に対しても、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災 12 時間以内】 物資要請が想定され次第速やかに	・市町からの物資要請(地方部、市町)
支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、 物資活動班)	【発災 24 時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災 72 時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)
燃料の確保	総括部隊 (総括班)	【発災 72 時間以内】 燃料確保が困難になるおそれ が認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 物資要請情報の収集・整理・調整(救援物資部隊<物資支援班>)

県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量

を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送ルートの状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

2 支援物資の受入（救援物資部隊＜物資支援班＞）

国（海外含む）及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整え、受入体制を整え、支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点において受け入れる。なお、プッシュ型支援の受け入れ及びプル型支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

3 物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）

(1) 食料の調達活動

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行う。
- ③ 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、食料の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食事の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。
- ④ 大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で食料の調達が必要な場合、食料の調達に関する協定等を締結している企業又は団体に食料の調達を要請する。
- ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定するよう努める。また、食物アレルギーを有する者へのニーズの把握やアセスメントの実施等を通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 生活必需品等の調達活動

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じて、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材について、配分計画に盛り込む。
- ② 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ生活必需品等の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行うこととし、広域防災拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。
- ③ 広域防災拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。
- ④ 大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で生活必需品等の調達が必要な場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業又は団体に生活必需品等の調達を要請する。

- ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

4 物資等の供給（救援物資部隊〈物資活動班〉、地方部救援物資班）

(1) 広域物資輸送拠点の開設

県は支援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる広域物資輸送拠点を開設する。広域物資輸送拠点は広域防災拠点及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、支援物資の受入体制を整える。

(2) 広域物資輸送拠点の運営

支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(3) 供給の実施

「第2節 緊急輸送手段の確保」の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第86条の16第2項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について、県が必要な措置を講ずる。

(4) 滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下、「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。

なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

5 燃料の確保（総括部隊〈総括班〉）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。

なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（総括班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

(1) 燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

(2) 燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(3) 燃料の優先供給

災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。

(4) 県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今

後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

■市町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・避難者発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・避難者発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・避難者発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者等に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・避難者発生～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
- ・避難者発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等の調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市町で設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に配慮し、必要な生活必需品等の確保に努める。

4 物資等の供給

市町は調達した物資等を受け入れるため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請があった場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 物資等の調達方法
- (2) 供給方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体

- ・株式会社一号館
- ・スーパーサンシ株式会社

- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・株式会社ジュンテンドー
- ・ユニー株式会社
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・株式会社ケーヨー
- ・株式会社総合サービス
- ・日本チェーンドラッグストア協会
- ・中日本段ボール工業組合

2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- ・大塚食品株式会社名古屋支店

3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

<農林水産省農産局長の対策>

農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

<中部経済産業局の対策>

中部産業経済局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県石油商業組合の対策>

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<（一社）三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があ

った場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

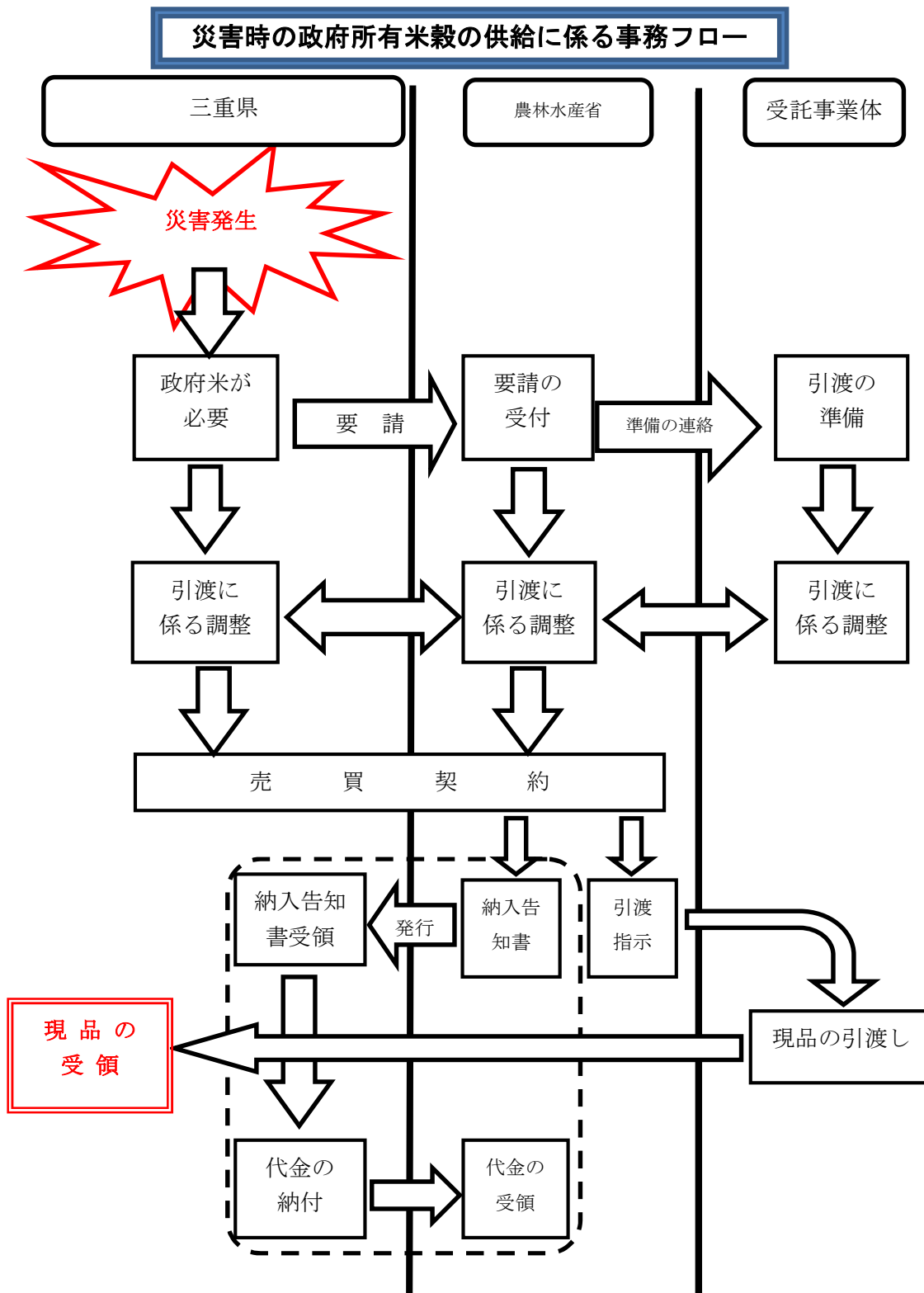
■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■参考



※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定

第4節 給水活動(復旧6)

【主担当部隊】：総括部隊（救助班、情報班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）
保健医療部隊（医療活動支援班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第1項 活動方針

- 被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と県(企業庁)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市町、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災1時間以内】 市町水道施設被災後できる限り速やかに	・市町水道施設の被害状況 ・市町での応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の調整	総括部隊(情報班) 保健医療部隊(医療活動支援班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災6時間以内】 水道施設被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の実施	総括部隊(救助班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 飲料水の確保(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>、被災者支援部隊<水道応援班>)

市町水道施設に被害が生じた場合、県が管理する水道施設について、受水市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にてできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

- 2 市町による応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞、総括部隊＜情報班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

- ① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。
- ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜医療活動支援班＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。
- ④ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、社会基盤対策部隊＜情報収集・分析班＞から、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。
- ⑤ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内5地域のブロック代表市（以下、「ブロック代表者」という）に対してブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ⑥ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災市町が必要とする応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊＜水道応援班＞は、日本水道協会三重県支部長（津市）に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等へ応援を要請する。

- ① 他の都道府県等への応援要請にあたっては、被災者支援部隊＜水道応援班＞は日本水道協会三重県支部長（津市）と十分に連携を図る。
- ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部長（津市）に要請し、日本水道協会三重県支部長は、被災者支援部隊＜水道応援班＞と連携して活動する。
- ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞及び県内市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報を共有する。

3 県による応急給水活動の実施

(1) 応急給水活動（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

応急給水実施機関から給水車等への水道水の供給要請があった場合は、県が管理する施設を用い、可能な範囲で対応する。

また、県による給水タンク積載車による応急給水活動は、企業庁の施設・車両を用いて実施する。

(2) 水質検査機関の斡旋（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

被災市町から飲料水の水質検査要請があった場合は、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

防災関係機関等の支援が必要と判断した場合は、自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請す

る。

(4) 備蓄資機材の提供（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

(5) 応急給水目標水量（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

水道施設被災からの日数別の応急給水目標水量は、厚生労働省が地震発生時を想定して作成した以下の指針を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3リットル	飲料等
7日	1人1日20～30リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 (1人1日250リットル)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

■市町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合は、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合は、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用した広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請するなどして、確保を図る。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 動員体制
- (2) 情報連絡体制
- (3) 応急給水用資機材の確保
- (4) 応急給水体制
- (5) 応援要請
- (6) 広報体制
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用した、海上からの給水支援を実施する。

3 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する船舶を使用した、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日分以上は自らの備蓄でまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努める。
また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援（復旧7）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に準じたボランティア支援活動を展開する。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
みえ災害ボランティア支援センターの設置	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況 (市町・現地災害ボランティアセンター)
災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動)	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	被災者支援部隊 (ボランティア班)	災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (市町・現地災害ボランティアセンター)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集と共有（被災者支援部隊<ボランティア班>）

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要な情報等を収集し、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有を図る。

2 みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）をみえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターから連絡要員を派遣する。

3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

(1) 被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターに支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

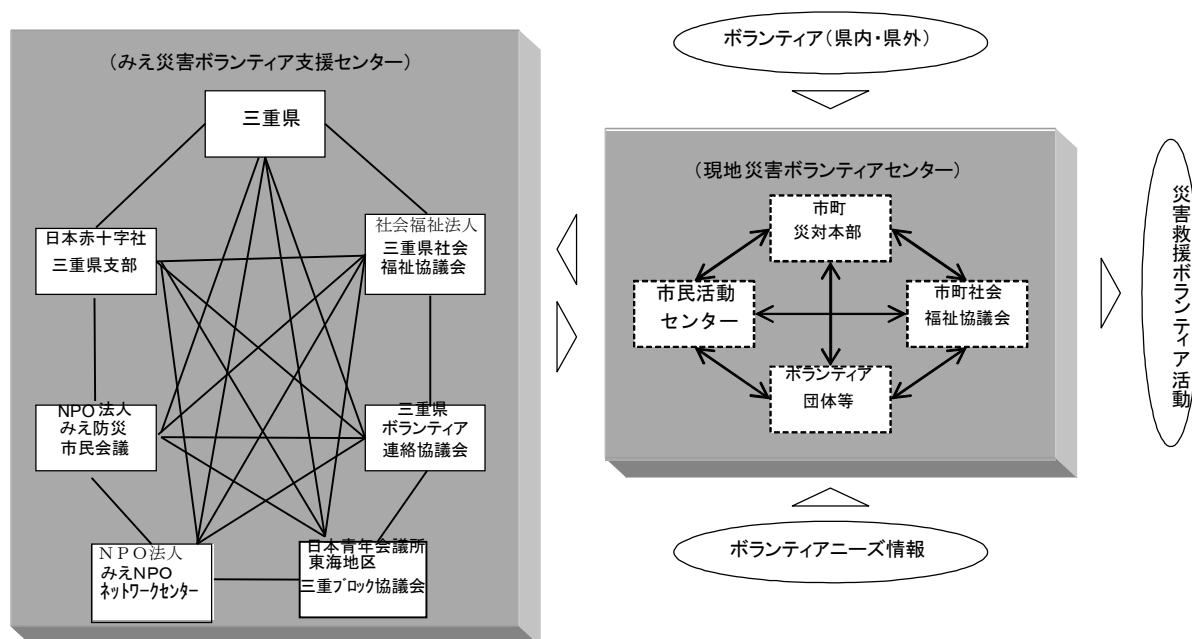
(3) 災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンター等との調整等必要な支援を行う。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



4 災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）

- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）
- (3) 災害支援団体との連携
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

- ① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。
- ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
- ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。

(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）

- ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動(復旧8)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)
防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 3 日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 防疫活動の実施(保健医療部隊(保健衛生班))

県(保健所)は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

(1) 疫学調査及び健康診断等

ア 疫学調査班の編成

県は、災害規模等に応じて必要な人数の疫学調査班を編成する。

イ 疫学調査班の用務

- ① 災害地区の感染症発生状況の迅速・正確な把握
- ② 患者及び保菌者や接触者に対する適切な対応
- ③ 疑わしい症状のある者への適切な対応

ウ 疫学調査の実施

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、実施にあたっては、地

区組織活動等の協力を得て、的確な情報把握に努める。

エ 健康診断の実施

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の疑いがあるときは、感染症予防法の規定による健康診断を実施する。

なお、同法に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等と与える影響等を考慮して実施する。

オ 臨時予防接種の実施又は実施指示

県は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものの、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を行う、又は市町に行うよう指示する。

(2) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害が甚大な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

2 防疫活動の支援（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

(1) 防疫用資機材の調達及び搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第3章 第2節 医療・救護活動 <県が実施する対策> 3 (1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

(2) 感染症指定医療機関の確保体制

県は、災害時に発生した一類感染症、二類感染症、又は新感染症の患者等で入院が必要な者については、感染症法により感染症指定医療機関への入院を勧告し、移送及び収容できる体制を整える。

(3) ペット対策

県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。

3 食品衛生監視（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品からの健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（一社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ①手洗い消毒の励行

- ②食器器具の消毒
- ③給食従事者の検便及び健康診断の実施
- ④原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品を確認することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

浸水地区は、^{たんすい}湛水期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導にあたらせるよう配慮する。

4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊（保健衛生班））

(1) 保健師・管理栄養士・災害支援ナース等による健康管理の実施

市町からの要請があった場合は、保健師・管理栄養士・災害支援ナース等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときは、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

(3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るため、市町から保健・栄養指導等の要請があった場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

■市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適

切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
 - b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
- (3) 臨時予防接種の実施
- (4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
- (5) ペット対策
- (6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておく、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動(復旧9)

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備体制の確立	警察部隊	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況等(県・市町その他の関係機関等)
災害警備活動の実施	警察部隊	【発災3時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(県・市町その他の関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害警備体制の確立(警察部隊)

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施(警察部隊)

(1) 災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

(2) 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機(ヘリコプター)及び装備資機材を活用する。

(3) 避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で避難行動要支援者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

(4) 緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5) 身元確認等

市町等と協力し、検視の場所を確保するとともに、医師・歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(6) 二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に情報提供する。

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8) 社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力、DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、SNS等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。

(9) 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

(10) 相談活動

行方不明者相談ダイヤル等の相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(11) ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、

取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 遺体の取扱い（復旧10）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 市町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
広域火葬体制の確立	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊〈総括班〉、警察部隊）

総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し

(保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊)

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。

遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。

検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

3 遺体保存用資材等の支援(総括部隊<救助班>、保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、必要な資材等の確保に努める。

4 広域火葬体制の確立(保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

風水害等の災害時、被災地が広範囲にわたる場合には、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

■市町が実施する対策

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求める人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

警察(所轄警察署)と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察(所轄警察署)と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察(所轄警察署)等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市町災対本部医療班は、警察（所轄警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「＜市町が実施する対策＞1（2）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の搜索、收容、処理、埋火葬の体制
- (3) 検視場所・遺体安置所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の搬送
- (6) 遺体の埋火葬
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全(復旧11)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
 警察部隊

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性がある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況(社会基盤対策部隊)
施設の復旧活動	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
施設における危険箇所の周知	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
公共土木・農林水産施設災害復旧事業	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	災害復旧事業の準備が整い次第	被害状況(社会基盤対策部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊)

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(5) 国への要請

被害の状況によっては、港湾法55条の3の3に基づき、国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施を要請する。

3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を

実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

4 河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

5 砂防設備・治山施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

6 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林

水産対策班、公共土木対策班＞)

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

7 農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農地及び農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 復旧活動

農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

農地及び農業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

8 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

林業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧支援をする。

9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

漁業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

■市町が実施する対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞ 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2) 漁港施設

「＜県が実施する対策＞ 3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸

「＜県が実施する対策＞ 4 河川、海岸施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事を実施する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6) 漁業用施設

「<県が実施する対策> 9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「<県が実施する対策> 2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「<県が実施する対策> 4 河川、海岸にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

第2節 農作物等の被害軽減対策（復旧12）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
畜産被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
森林被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
水産物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農作物被害軽減対策（社会基盤対策部隊<農林水産対策班>）

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 災害等緊急時の種子の確保

関係機関と連携し、必要種子量の確保に努めるとともに、必要に応じ、東海農政局へ災害対策用種子の斡旋を依頼する。

2 畜産被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合を主体に獣医師会の協力により、治療に万全を期する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

災害救助法が適用された地域における家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品は、県が確保する。

一般疾病の治療に必要な動物用医薬品について、県は供給体制の確認に努め、要請に応じ情報提供を行う。

3 森林被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

速やかに林産物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災林業者に対し、風倒木の除去や、被災木の病害虫対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 山林種苗の供給

浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

り災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により早期復旧を図るとともに、枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

4 水産物被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、速やかに水産物及び水産施設の被害状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、水産施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

■市町が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「＜県が実施する対策＞ 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

2 水産物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「<県が実施する対策> 4 水産物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 農産物被害軽減対策

(2) 水産物被害軽減対策

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

<農業共済組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全 (復旧13)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班、
農林水産対策班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第1項 活動方針

- 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (水道事務所、流域下水道事務所)
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (水道事務所、流域下水道事務所)
市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災 24 時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (市町、関係施設)
電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 応援要請があり後速やかに	・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

【水道(県管理)】

1 応急復旧に向けた準備(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)

水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、風水害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急復旧体制の確立

水道施設の被害の状況により、受水市町と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

一般的な通信手段の使用が不可能となった場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等を受水市町と情報共有を図る。

(6) 応急復旧の実施

水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

3 市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、企業庁に対して応援要請指示を行い、企業庁は可能な範囲で応援活動を行う。

【下水道（県管理）】

1 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対して、流域下水道の使用制限の措置を講じる。

【工業用水道（県管理）】

1 応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、風水害等により施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

工業用水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急復旧体制の確立

工業用水道施設の被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

一般的な通信手段の使用が不可能となった場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

工業用水道施設の被害状況、応急復旧の見通し、対応等の状況を受水企業に情報提供する。

(6) 応急復旧の実施

工業用水道施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く受水企業に給水する。

【電力・通信】

1 電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

被害の状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂の障害物の除去などの啓開作業を行う。

■市町が実施する対策

【上水道（市町管理）】

1 応急復旧に向けた準備

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしなが、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道（市町管理）】

1 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急復旧に向けた人員・資機材の確保
- (2) 応急体制
- (3) 情報連絡体制

- (4) 動員体制
- (5) 施設に関する情報共有
- (6) 応急復旧の実施
- (7) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者が実施する対策>

1 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

2 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

2 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

2 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区における輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

2 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るための応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

3 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

2 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等

により周知を図る。

＜三重県石油商業組合が実施する対策＞

1 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 流木等漂着物対策 (復旧14)

【主担当部（部隊）】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
 警察部隊

第1項 活動方針

○ 大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
港湾・漁港水域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(港湾・漁港管理者)
河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報(河川・海岸管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	警察部隊	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(住民等)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）
 港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。
 所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。
- 2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）
 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに市町は、その所有者に直ちに除去させる。
 所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理（警察部隊）

たん水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市町が「2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■市町が実施する対策

1 漁港水域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理」に準ずる。

2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準ずる。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 漁港水域内の漂着物の処理
- (2) 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理
- (3) 湛水・浸水区域内の漂着物の処理
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

<公共貯木場管理者が実施する対策>

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。また港湾水域内に仮置中の木材を貯木場内に引き入れる。

<民間貯木場が実施する対策>

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口に網場を張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。

高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動（復旧15）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）

第1項 活動方針

○大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	社会基盤対策部隊 (施設整備隊、廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
し尿処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
生活ごみ等処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
災害廃棄物処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災1ヶ月以内】 災害廃棄物処理体制が確立した時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜施設整備隊、廃棄物対策隊＞）

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開（障害物を撤去等）を実施することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

2 し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等の

あっせん・供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

3 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

なお、県域内で生活ごみの処理を行うことが困難と考えられる場合には、県は国や他府県に対し支援を要請する。

4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物を処理する必要があることから、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

(2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の仮設焼却炉の設置や広域処理を含めた処理処分方法を確立し、技術的助言等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、基本法第87条に基づく災害復旧の事業として、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

■市町が実施する対策

1 障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
- (2) 処理の方法
- (3) 必要な機材等の調達
- (4) 仮置場の確保
- (5) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、市町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保(復旧16)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（応急住宅班）

第1項 活動方針

- 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 住宅関連情報の受発信

(1) 住宅相談窓口等の設置支援(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

住宅の修理に備えて、住宅の被害拡大防止の応急措置や雨風をしのぐ措置について広報する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握(被災者支援部隊<応急住宅班>)

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量など、県災

対本部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

2 被災宅地危険度判定の実施（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

3 応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

但し、被災市町の状況に鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、平常時から関係事業者との連携体制を構築しておく。

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者決定においては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会と平時から連携体制を構築しておく。

(2) 住宅の応急修理（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

自らの資力では住宅を修理することが出来ない避難者の避難所からの早期帰宅につながるため、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、市町の行う住宅の応急修理を支援する。

また、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定する。(要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。)

また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

■市町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地
- (2) 住宅相談対策
- (3) 被災宅地危険度判定の実施方法
- (4) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保及び提供の実施方法
- (5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法
- (6) 住宅の応急修理の実施方法
- (7) その他必要な事項

第3節 文教等対策（復旧17）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1日以内】	・避難状況等(市町、県立学校) ・一時使用要請の状況(市町、県立学校)
応急教育の実施判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
教職員の確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
授業料の減免等の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県有学校施設等の一時使用措置（被災者支援部隊<教育対策班>）

災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

2 応急教育の実施判断（被災者支援部隊<教育対策班>）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、学校と、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等の調整を行う。
- ② 施設の借り上げが困難な場合は、仮校舎を設置する。(私立学校を除く。)
- ③ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

3 教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町等教育委員会との連携のもとに、学校間等での教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じて他県等に対し教職員の派遣を要請し、県内市町等教育委員会と受入、配置先等の調整を行う。

4 被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

救急処置器材を各学校に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

6 文化財・歴史的文化的資料の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体）にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。

■ 県立学校が実施する対策

1 県有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校の一時的な使用の要請があった場合、

当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2 応急教育の実施判断

施設管理者は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ② 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等を行う。
- ③ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。
また、養護教諭等が応急処置にあたる。

■市町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校施設の被災建築物応急危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊<教育対策班>に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

「<県が実施する対策> 4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

4 授業料等の減免等の判断

「<県が実施する対策> 5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置

「<県立学校が実施する対策> 1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

7 文化財・歴史的文化的資料の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急教育の方法
- (2) 教育実施者の確保
- (3) 学用品の給与
- (4) 文化財の保護
- (5) その他必要な事項(休校園措置、給食の措置等)

■事業者等が実施する対策

1 応急教育の実施判断(私立学校管理者)

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ② 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に対し、児童生徒等の公立学校等への一時的な転入学等を要請する。
- ③ 施設の早期復旧の目途がたたず、仮校舎の設置もできない場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保(私立学校管理者)

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師の任用等を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理(私立学校管理者)

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたる。

4 授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県立学校が実施する対策＞1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策（復旧18）

【主担当部（部隊）】：雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞
農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞

第1項 活動方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。
- 被災農林漁業者等の自立を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	生活・経済再建支援部隊(事業者再建支援班)	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (各中小企業事業者等)
農林漁業復旧対策	社会基盤対策部隊(農林水産対策班)	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 中小企業復旧対策（雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞）

- (1) 中小企業への情報収集
関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- (2) 金融相談窓口の設置
被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- (3) セーフティネット対応
被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- (4) 県融資制度の確保
県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

2 農林漁業復旧対策（農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞）

- (1) 日本政策金融公庫等融資制度
被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。
- (2) 天災融資制度
天災融資法に基づき、被災した農林漁業者等に対して、国、県及び市町が農協及び漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

■市町が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

2 農林漁業復旧対策

「<県が実施する対策> 2 農林漁業復旧対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 中小企業復旧対策
- (2) 農林漁業復旧対策
- (3) その他必要な事項

第5節 災害義援金等の受入・配分(復旧19)

【主担当部隊】：生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）

第1項 活動方針

- 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県災害義援金募集推進委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災3日以内(災害救助法適用後1日以内)】 災害発生後速やかに	被害状況の把握(市町)
災害義援金の募集	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内(災害救助法適用後2週間以内)】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金等の保管	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内(災害救助法適用後2週間以内)】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(三重県災害義援金募集推進委員会)
三重県災害義援金配分委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災3週間以内(災害救助法適用後3週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(市町)
災害義援金等の配分	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災1ヶ月以内(災害救助法適用後3週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置(生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>)

災害義援金の募集及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町(配分委員会のみ)、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

- 2 災害義援金の募集(生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>)

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く全国を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3 災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

災害義援金については、県災対本部（出納局）において一括してとりまとめて保管する。

4 災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

配分の単位を市町として、被災地の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■市町が実施する対策

1 実施機関の設置

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞ 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

2 災害義援金等の募集・受入

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞ 2 災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金の保管

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞ 3 災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

「＜県が実施する対策＞ 4 災害義援金の配分」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) 災害義援金品の受入、配分方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

「＜県が実施する対策＞ 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

2 災害義援金の募集

「<県が実施する対策> 2 災害義援金の募集」に準ずる。

3 災害義援金の保管

「<県が実施する対策> 3 災害義援金等の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、可能な限り無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧20）

第1項 基本方針

○ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、これに固執した場合、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した県・市町が負担するものとする。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市町長が実施した費用

知事の指示に基づいて市町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該市町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

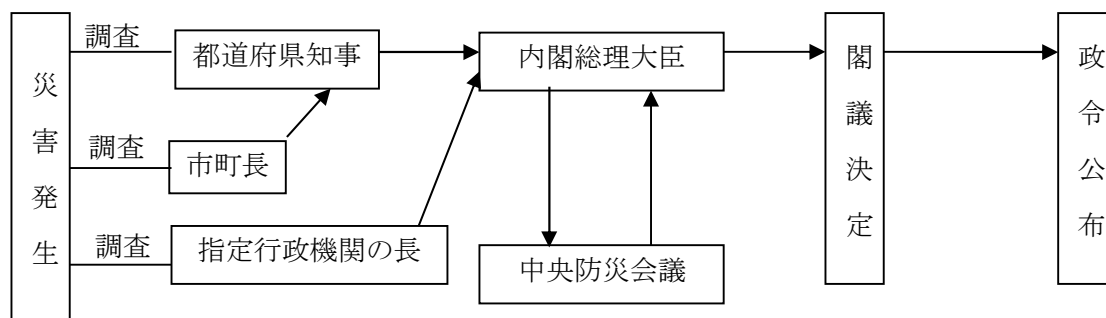
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・ 公共施設の区域内の排除事業
 - ・ 公共的施設区域外の排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑥ 水防資材費の補助の特例
- ⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第 37 条の災害救助基金についての規定、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧21）

第1項 基本方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（防災対策部）

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、住家被害調査のために必要な人材育成を図って名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

あわせて、被災者生活再建支援法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 罹災証明書の交付にかかる手続き等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費(住宅) ・災害援護資金 等
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費 ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給(防災対策部)

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①、もしくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携（県土整備部）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得る

ことができない被災者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところにより必要な措置を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国の機関が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に

関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、やむを得ない事情が認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポ

スターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対する常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。